



2024年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社協和日成
代表者名 代表取締役社長 川野 茂
(コード：1981 東証スタンダード)
問合せ先 取締役コーポレート本部長
森 凡浩
電話番号 03-6328-5600 (代)

取締役の報酬額改定および
取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役の報酬額改定（以下、「本改定」といいます。）および当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本改定および本制度に関する議案を2024年6月27日開催予定の当社第76期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本改定について

当社の取締役の報酬額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と決議いただいております。今般、当社の持続的成長の促進を企画した役員報酬制度の見直しや事業環境の変化等を勘案し、取締役の報酬額につきましては、年額3億円以内（ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。）と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度導入の目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度を導入するものです。

(2) 本制度導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様ご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記「1. 本改定について」に記載のとおり承認をお願いする取締役の報酬限度額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、譲渡制限付株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内とし、新たに発行または処分される当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の総数は、年24,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、本割当株式の株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位からも退任または退職するまでの期間としております。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会への諮問と答申を経て当社取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、本割当株式の割り当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲において、当社取締役会において決定します。

なお、本割当株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（ご参考）

本株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

以 上